

3.8 繰上償還に関心を持とう

ファンドの繰上償還にご用心

繰り上げ償還とは、ファンドや債券が運用をやめてしまうことをいいます。投資家は、解約をしていないのにお金が返ってくることになります。お金が返ってきたので安心というわけではありません。そのお金の次の運用先を見つけなければならないからです。

3.8.1 ファンドの繰上償還

ファンドには投資期間が決められています。「このファンドは10年経ったら解散してお金を投資家に戻します」というような記述が信託約款には書かれています。信託約款とは、委託者（運用会社）と受託者（信託銀行）の間で定めたファンドの運用に関する取り決めです。

ところで、株式の場合、「10年経ったら解散します」と宣言している会社はありませんよね。株式会社は永遠に活動を続ける営利組織として考えられているのです。ファンドでも同じように永久に運用し続ける運用システムと考える場合があります。そのようなとき、信託約款には、「このファンドの投資期間は無期限です」と記載されます。

そして、その例外が、繰上償還なのです。つまり、「このファンドは原則としていつまでも運用を続けます。ただ、ある状況になったときはファンドを解散（繰上償還）してお金を投資家のみなさまに戻します」ということになるのです。

3.8.2 ファンドの損益分岐点

どのようなときに繰上償還になるのかといえば、ファンドが赤字になったときです。ファンドの損益は、

ファンドの損益 = ファンドの収入 - ファンドの費用

と表されますが、ファンドの収入は、ほぼ信託報酬です。信託報酬は純資産残高の数%で計算できますから、純資産残高に比例します。一方、ファンドの費用は2本立てで計算されます。会社に対してほぼ一律に必要な費用（固定費）と人件費のように会社の希望に応じて増えていく費用（変動費）です。図示すると、図3.7のようになります。

そう、ファンドが赤字にならないためには、ファンドには一定の規模（純資産残高）が必要なのです。

図 3.7 ファンドの損益分岐点

